

高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ 2025 山口県チャンピオンリーグ大会要項

- 1 目的 (一社)山口県サッカー協会は、山口県サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の少年たちのより一層のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的とし、3種年代の加盟チームのすべてが参加できる大会として、本大会を実施する。さらに、レベルの拮抗したリーグ戦をM-T-Mメソッドに基づき、長期間を通して行う。
- 2 名称 高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ 2025 山口県チャンピオンリーグ
- 3 主催 (一社)山口県サッカー協会
- 4 主管 山口県サッカー協会3種委員会
- 5 後援 山口県(申請予定)

6 大会日程 令和7年(2025年)2月～令和7年(2025年)9月

(1) 県1部リーグ(予定)

|    |         |     |           |
|----|---------|-----|-----------|
| 1節 | 2/8(土)  | 10節 | 5/10(土)   |
| 2節 | 2/11(火) | 11節 | 5/17(土)   |
| 3節 | 2/15(土) | 12節 | 5/24(土)   |
| 4節 | 2/22(土) | 13節 | 5/31(土)   |
| 5節 | 3/1(土)  | 14節 | 6/7(土)    |
| 6節 | 3/8(土)  | 15節 | 6/28(土)   |
| 7節 | 3/15(土) | 16節 | 7/5(土)    |
| 8節 | 3/20(水) | 17節 | 7/21(月)   |
| 9節 | 3/22(土) | 18節 | 7/26(土)   |
| 予備 | 3/29(土) | 予備  | 9/6・13(土) |

県リーグ2部3部<前期>(予定)

|    |         |    |            |
|----|---------|----|------------|
| 1節 | 2/8(土)  | 5節 | 3/1(土)     |
| 2節 | 2/11(火) | 6節 | 3/8(土)     |
| 3節 | 2/15(土) | 7節 | 3/15(土)    |
| 4節 | 2/22(土) | 予備 | 3/22・29(土) |

(3) 県リーグ2部3部<後期>(予定)

|    |         |    |             |
|----|---------|----|-------------|
| 1節 | 5/17(土) | 5節 | 6/28(土)     |
| 2節 | 5/24(土) | 6節 | 7/5(土)      |
| 3節 | 5/31(土) | 7節 | 7/21(月)     |
| 4節 | 6/7(土)  | 予備 | 7/26・9/6(土) |

(4) 入れ替え戦

令和7年11月15日(土)・16日(日) 山口サッカー交流広場(山口市徳地)

7 会場 県内各会場

8 運営 (1) 日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営は、各リーグの運営委員会で決定する。

9 参加資格 (1) (公財)日本サッカー協会に第3種の正加盟または、準加盟登録を完了しているチームとする。  
 (2) (1)のチームに登録された選手であること。  
 (3) 加盟登録したチームの選手が11名に満たない場合は、山口県3種委員長の承認を経て、合同チームの参加を認める。  
 (4) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を移籍手続きすることなく本大会に参加させることができる。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種およびそれ以上の年代の選手は適応対象外とする。

- (5) 複数チームの参加ができる。ただし、初年度は3部からスタートする。上位リーグに登録する選手のうち、**11名**をプロテクト選手として登録し、下位リーグのチームには出場できない。その他の選手は両リーグに参加することができる。ただし、同じ日に上位リーグ、下位リーグが行われる場合、プロテクト以外の選手は、どちらか1試合にしか出場できない。同一リーグに所属する場合は、どちらか1チームに選手登録を行い、もう1チームには出場できない。プロテクト選手は、メンバー表の1番～11番に記入し、氏名の欄の左端に「P」の記号に続いて氏名を記入すること。  
 ※複数チーム参加の場合、直下リーグまで参加できる。なお、最下部リーグ(3部)は同一リーグ参加になる場合は、選手にプロテクトをかけることはできない。
- (6) 1部リーグにおいて、前期と後期の間でプロテクト選手の変更を可能とする。その場合、前期スタート時申込と同じ手続きを行い、その後の変更は認めない。
- (7) 参加チームは、監督と帯同審判員(有資格者)が必要である。(複数チームの場合もチーム数分、監督と帯同審判員が必要)
- (8) 年度をまたがるリーグの場合、後期だけでも参加することができる。

## 10 対戦方法

- (1) 1部リーグ  
 ①前年度の結果により10チームで総当たり2回戦のリーグ戦を実施する。
- (2) 2部リーグ  
 ①前年度の結果により16チームでリーグ戦を実施する。A・B2ブロックに分け、各8チームで前期・後期総当たり1回戦のリーグ戦を行う。  
 ※前期参加チームは前年度の入れ替え戦結果によっては参加チームの増減がある。  
 ※Aブロックは東部・周南・県南地区、Bブロックは、県央・厚狭・西部地区とする。
- (3) 3部リーグ  
 ①各地区で前期・後期総当たり1回戦のリーグ戦を行う。チーム数は原則として8チーム以下で実施する。  
 今年度より参加するチームは、3部から参入する。  
 また、参加チームが少ない地区は、実行委員会で調整し、新たに地区を編成する。(実行委員会は、各地区担当者6名、3種委員長・副委員長、クラブユース連盟事務局長、県中体連専門委員長、3種審判委員長、県技術員会3種育成担当者、県ユースダイレクターの13名で構成する。)

## 11 競技方法

- 試合時間は、80分とする。インターバルは10分とする。  
 ※2・3部についても試合時間80分を原則とするが、参加チーム数により変更もある。

## 12 順位決定

- 勝点は、勝ち：3点、引き分け：1点、負け：0点とする。ただし、勝点と同じ場合は  
 ①得失点差 ②総得点 ③対戦チームの結果 ④抽選の順で順位を決定する。

## 13 入替

- (1) 年度途中  
 ①1部リーグは年度途中の入替は行わない。  
 ②2部は前期終了後、A・Bブロック各6位～8位(下位3チーム)チームは自動降格し、3部リーグ各1位チームは自動昇格する。  
 ただし、9チームによるリーグ戦の場合6位～9位(下位4チームとする)
- (2) リーグ終了後  
 ①1部リーグ10位は自動降格とする。  
 ②1部リーグ7位～9位チームの3チームと後期2部リーグA・Bブロック各1位、2位の4チームと入替戦を行う。  
 ③2部A・Bブロック各6位～8位の6チームと、3部上位6チームは入替戦を実施する。3部の地区を新たに編制した場合、入替戦の出場数はこの限りではない。  
 ④複数チームが参加しているチームにおいて、下位リーグのセカンドチームが上位リーグへの出場権を得たが、トップチームが上位リーグに所属しているために昇格が不可能となった場合、出場権は次点順位のチームとする。次点順位のチームも昇格することができない場合は、該当リーグからの出場チームはなしとする。
- (3) 入替戦  
 ①期日：令和7年11月15日(土)・16日(日) 予定  
 ②対戦：3種委員会による抽選にて決定する。

- ③その他：次年度のリーグ戦に参加する学年でチームを構成。  
60分ゲーム(延長20分、PK)を実施する。  
運営は上位リーグのチームで実施する。

| 地 区      | 2部A |    |    | 2部B |    |    | 計 |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|---|
|          | 東部  | 周南 | 県南 | 県央  | 厚狭 | 西部 |   |
| 3部からの昇格数 | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 6 |

※但し、3部リーグで新たに地区を編成した場合は、2部降格・2部昇格のチーム数等も変更することがある。

- (4) 諸事情により、運営上支障をきたす場合は、実行委員会で協議し、リーグ構成及び運営方法並びに入替を変更することがある。

#### 14 競技規則

- (1) (公財)日本サッカー協会の「サッカー競技規則」による。  
(2) 各チームは、日本サッカー協会へ登録した選手全員の中から、試合前に20名エントリーし、最大9名の交代ができる。ただし、一度退いた競技者は再び出場できない。  
(3) 選手交代の回数  
① 選手交代は、後半の回数を3回までとする。(1回に複数人を交代することは可能)  
② 前半、ハーフタイム、延長戦に入る前のインターバルでの選手交代は、後半の交代回数に含まれない。  
※3部についても後半の交代回数は3回をとするが、運営上変更もある。  
③ 脳震盪又はその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは次の通りとする。  
・ 脳震盪またはその疑いのある選手の交代は通常交代に含まれない。  
・ 脳震盪交代は、通常交代と判別できるように主審・各チームに確認をとること。  
・ 脳震盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に1回1名の交代を追加。  
・ 1試合における脳震盪交代及び追加交代の交代人数はそれぞれ1名とする。  
(4) ベンチ入りできる人員は、最大14名とする。(役員5名、選手9名)

#### 15 懲 罰

- (1) 本大会は、(公財)日本サッカー協会が定める懲罰規程に従って本競技会に係る懲罰問題を処理するため、(一社)山口県サッカー協会理事会の決定に基づき大会規律委員会を設置する。  
(2) 大会規律委員会の委員長は(一社)山口県サッカー協会第3種委員長が兼任し、規律委員会の委員人選については委員長に一任する。  
(3) 主審により退場を命じられた選手及び役員は、(公財)日本サッカー協会「規約・規則」に従い、本大会規律委員会が懲罰を決定・適用する。  
(4) 本大会で警告の累積が3回になった選手は、次の1試合の出場を停止する。  
(5) 退場による出場停止は、県リーグで消化する。なお、県リーグで消化できない場合は、直近の県サッカー協会主催の大会で消化する。  
(6) 大会要項に記載にない懲罰に関する事項は、大会規律委員会もしくは(一社)山口県サッカー協会第3種委員会において決定する。

#### 16 参加申込

- (1) 1部、2部、3部に参加する全てのチームは、(別紙)参加申込書を令和6年12月23日(月)必着にて、下記各地区担当者宛に送付(FAX可)すること。

- ① 東部地区 〒742-0026 岩国市車町1-15-19-4  
O Z F C J r ユース 三分一 哲也 宛  
TEL 0827-22-5018 FAX 0827-22-5018
- ② 周南地区 〒746-0039 周南市富田新町2-2-5  
周南市立富田中学校内 山田 祥吾 宛  
TEL 0834-62-2501 FAX 0834-64-3655
- ③ 県南地区 〒747-0064 防府市大字高井565  
防府市立右田中学校 新川 昂 宛  
TEL 0835-22-0984 FAX 0835-22-7745
- ④ 県央地区 〒753-0851 山口市黒川1231-1  
山口市立川西中学校内 北村 貴史 宛  
TEL 083-989-2209 FAX 083-989-5962
- ⑤ 厚狭地区 〒756-0817 山陽小野田市大字小野田3923  
山陽小野田市立竜王中学校 棟久 周作 宛  
TEL 0836-88-0198 FAX 0836-88-4649

⑥西部地区 〒750-1152 下関市清末陣屋 5-10  
下関市立東部中学校 新田 正幸 宛  
TEL 083-282-0032 FAX 083-282-0881

(2) 県リーグ参加費は、各部リーグ運営委員長に支払う。2部・3部は前期・後期ごとに支払う。

(※各リーグ運営委員長は運営委員会で決定する)

1部の参加費 前期 16,500円 後期 16,500円 (消費税込み)

2部の参加費 前期 11,000円 後期 11,000円 (消費税込み)

3部の参加費 前期 5,500円 後期 5,500円 (消費税込み)

1部・2部の運営委員会は、令和7年1月6日(月)18:00より小郡ふれあいセンターで実施する。1部・2部参加チームと地区担当者は、必ず参加すること。

2部・3部の運営については、地区担当者が調整する。また、後期の運営委員会はリーグごとに実施し、令和7年5月1日(木)以降に行い、5月17日(土)以降から後期が開始できるようにする。

- 17 ユニフォーム (1) ユニフォームは、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」によるものを用意し異なる色彩のユニフォームを必ず携帯する。  
(2) 審判と同色または類似の上着を用いることはできない。
- 18 傷害補償 会場では応急処置のみ主催者の責任とする。参加者全員は、参加チームの主体のもとに傷害保険に加入しておく。
- 19 その他 (1) 各チームの登録選手は、原則としてJFA発行のカードの選手証を持参すること。いずれも写真貼付により、顔の認識ができるものであること。  
※選手証とは、JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを指す。画面での表示の場合はチームの責任において円滑に表示が行えること。  
(2) 各リーグの運営は、運営委員長を中心とした運営委員会で行う。(各チームから運営委員1名)  
(3) 運営委員会は、グラウンド借用、対戦表作成、審判割、プログラム作成、試合結果の集計、会計等の仕事を分担して行う。  
(4) 運営委員会で日程決定後の変更は認めないことを原則とする。(リーグ運営規程を参照)  
(5) リーグ戦は、令和7年9月23日(月)までに必ず終了すること。終了できない場合は、3種委員会で協議し終了時期の延期又は順位決定方法について決定する。  
(6) プログレスリーグ2部所属チーム1、1部リーグの1位～5位チーム5及び1部リーグ6位・7位と2部リーグ後期A・Bブロック各1位チームによる代表決定戦勝利チーム2は、高円宮杯 JFA 第37回全日本ユース(U-15)サッカー選手権大会山口県大会へ出場する権利と義務を有する。  
※山口県大会へはセカンドチームは出場できない。  
※チャンピオンリーグの順位はセカンドチームとの対戦成績を除いた順位とする。  
※1部リーグ6位・7位チームと2部リーグ後期A・Bブロック各1位による代表決定戦は9月28日(日)までに実施する。